

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第34号

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給規則（令和2年岩手県規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 認定中小企業者 県内に事業所を有する中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者で、<u>新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に係る次のいずれかの認定を受けたものをいう。</u></p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 認定中小企業者 県内に事業所を有する中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者で、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に係る次のいずれかの認定を受けたものをいう。</u></p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。